

# 一般質問通告書

【第73回定例会】

多可町議会議長 河崎 一 様  
多可町議会議員 大山 由郎



受 領 日	番号
平成28年 11月 24日 午前・午後 8時 30分	/

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 「心」の支援を強化せよ	町長
別紙にて	
2.	
3.	

## 質 問 の 内 容

近年、わが国の子ども・若者をめぐる様々な問題は深刻化しており、これからの子ども・若者の社会的自立の遅れに対する支援強化は喫緊の課題となっている。

内閣府は9月、「若者の生活に関する調査」結果を公表した。15～39歳の人々が、学校や仕事に行かず（行けず）、家族以外の人と交流せず半年以上自宅に閉じこもっている「引きこもり」の人は推計で54万1千人に上るという。前回、2010年調査より約15万人の減少としているが、現在この状態にある人の3割超が7年以上続いているとのことで、長期化・高年齢化が進み深刻な実態が浮き彫りとなっている。

2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」では、様々な支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、地方公共団体に、「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとしている。内閣府において把握している設置状況（平成28年4月1日現在）。都道府県（兵庫県含31）、政令指定都市（13）、その他の市町村（45）その内県関係（川西市・神河町）となっている。

①困難をかかえる子ども・若者支援においては複合的な課題に直面することが多く、他分野協働のネットワーク型支援が必要である。法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」（第19条）「子ども・若者総合相談センター」（第13条）を主題とした、ネットワーク型支援が必要となる。以上について本町のミッションと展望は。

②ひきこもりは、そのきっかけを含むその人の過去の経験の多様性、現在の想いの多様性、将来選択する道筋の多様性などひとそれぞれだ。従って、引きこもる人の支援の道筋も多様性に富んでおり、大部分の人に適用できる特別な方法（特効薬）は無い。本町の「多元的支援」「緩やかな支援目標」「ネットワーク支援」への道としての、長期・年長のひきこもる人への理解と支援は。

③ひきこもる人への訪問サポート（アウトリサーチ）は、多くの場合、当事者の自宅で行うため、「援助関係の枠組み（構造）」が不要という考え方もあるが、何らかの枠組みがなければ相談関係が漫然としたものになる。支援者・当事者、

双方の安心を前提に訪問サポートにおける「援助関係の枠組み（構造）」は必要だ。

④ひきこもる人には、就労以前の課題（悩み）が多く、特に長期・年長のひきこもる人の場合、就労との距離はかなり遠いと考えるのが現実的だ。長期的視野に立って支援を考える必要がある。ひきこもる人が、家庭内労働（あるいは家事労働）に限定されていても、「働く」こと、「作業する」ことは積極的な意義を持ち得る。ささやかなこと（あるいは短時間）でも、雇用関係や収入のあるなしに関わらず、「働く」ことを評価する生活環境が望まれる。長期・年長のひきこもる人の就労に向かう支援を強化すべきだ。